

山香ふれあいセンター料金表

施設使用料(単位:円)

場所・利用区分		午前9時から 午後6時まで 1時間につき	午後6時から 午後9時まで 1時間につき	午後9時から 午後9時30分 まで
会議室1/3部屋	地域活動団体	80	110	50
	その他	160	230	110
和室(10畳超)	地域活動団体	140	160	80
	その他	290	330	160
料理教室	地域活動団体	260	380	190
	その他	520	770	380

備考

1. 地域活動団体とは、地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他コミュニティ活動を通じて地域づくりに貢献している団体及び社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体のうち、市長が認めるものです。
2. 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までになります。
3. 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げにかかる費用は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の使用料に相当する額となります。
4. 営利目的として、1,001円以上の入場料(これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。)を徴収する場合や、商品の展示、宣伝又は販売その他営業活動を行う場合の使用料は、利用時間区分の2倍に相当する額となります。
5. ご質問・不明な点等ございましたら、ふれあいセンターまでお問い合わせください。